

アポロン居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人社団健社会（以下「事業所」という。）が開設するアポロン居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った居宅介護支援の提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 アポロン居宅介護支援事業所

（2）所在地 静岡県島田市中溝町1 7 1 4 番地の1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人（兼務）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業運営が行われるように統括するとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（2）介護支援専門員 4人以上

介護支援専門員は、指定居宅介護の支援の提供に当たる。

（3）事務職員 1人（兼務）

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 利用者自宅等
 - (2) サービス担当者会議の開催場所 利用者自宅等
 - (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月 1 回以上
 - (4) モニタリングの結果記録 月 1 回
- 2 第 7 条の通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 1 キロメートルにつき 100 円
- 3 前項の費用に支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第 7 条 通常の実施地域は、島田市とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止等)

第 9 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、居宅サービスの計画等の記録を整備しておくとともに、その完結の日から3年間保存しなければならない。

附 則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

平成17年 4月1日から施行する。

平成19年 4月1日から施行する。

平成20年 4月1日から施行する。

平成24年10月1日から施行する。

平成26年 2月1日から施行する。

平成27年 5月1日から施行する。

令和 2年 1月1日から施行する。

令和 6年 4月1日から施行する。